

高齢者補聴器補助に係る Q&A

R5.6.13 版

Q1 認定補聴器専門店以外の補聴器店で左耳だけ購入済。今回右耳の補聴器を購入したいが、左耳の補聴器を購入した店で購入しても、補助対象になるか。

A1 補助対象になりません。認定補聴器専門店で購入した補聴器のみが補助対象です。

Q2 認定補聴器専門店ではないが、認定補聴器技能者がいる店で購入した補聴器は補助対象となるか。

A2 補助対象になりません。認定補聴器専門店で購入した補聴器のみが補助対象です。

Q3 新聞広告で売り出していた補聴器は補助対象になるか。

A3 補助対象になりません。認定補聴器専門店で購入した補聴器のみが補助対象です。

Q4 指定医でない医師が掛かり付け。掛かり付け医の証明では駄目か。

A4 指定医以外の証明は無効です。補助を受けるためには指定医の証明が必要です。

Q5 なぜ指定医の証明や認定補聴器専門店での購入が必要か。

A5 難聴は、「聞こえの状態（聞こえない音域）」を医学的に正確に把握し、聞こえの状態に適した補聴器を処方しなければ、かえって聞こえを悪化させてしまうことがあります。このため聴覚障害の専門的知識を有する指定医が聞こえの状態を判断し、証明する必要があります。

また指定医の処方する補聴器は、医療機器であり、医師の処方にもとづく細かな補聴器の調整等には専門的な知識・技能・設備が必要となります。これらを有するのが認定補聴器専門店です。

Q6 医師の診察の結果、補聴器の対象とならなかったが、聞こえにくく感じるので、補聴器を購入したいので、補助対象として欲しい。

A6 補聴器は医療機器です。適切な処方に基づかない使用は、かえって症状を悪化させる恐れがあります。今回対象とならなくとも、聞こえについて課題をお感じの場合は、引き続き対処方法なども含め、医師にご相談ください。

Q7 申請書の医師証明の欄中、理由の部分について、医師の記述がないが大丈夫か。

A7 本来補助対象とならない中度難聴よりも難聴の程度が軽い場合において、どうしても補聴器を処方する必要がある場合は、その理由を医師に記載していただくこととしてあります。したがって、補助対象の中度難聴の場合は理由欄が未記入となります。

Q8 医師が認定補聴器専門店で提出する診療情報提供書を申請書の証明の代わりにすることはできないか。

A8 診療情報提供書は、補聴器を製作するための処方箋であり、補助申請の証明については別途証明をいただきます。